

足総契第55号
平成28年8月26日

入札参加有資格者（建設工事） 各位

足利市長 和泉 聡
（ 公 印 省 略 ）

建設工事における社会保険等未加入対策について

みだしのことについては、すでに建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点や法定福利費を適切に負担する建設業者による公平で健全な競争環境を構築する観点から国、県で取り組んでいるところです。

本市においても、この趣旨を踏まえ、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）未加入対策について、下記のとおり段階的に実施することとしますので、予めご承知ください。

今後、本市の建設工事における入札参加資格審査申請を希望する事業者で、社会保険等が未加入の事業者におかれましては、早期に社会保険等の加入手続きを行われるようお願いいたします。

記

1. 実施内容

(1) 平成28年度実施

平成28年12月から翌年1月に実施予定の「平成29・30年度入札参加資格審査申請（定期受付）」から、社会保険等加入を建設工事の入札参加資格要件とします。したがって、当該要件を満たしていないときは、名簿登録ができなくなります。

社会保険等の加入状況は、経営事項審査結果通知書（以下「経審」という。）の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄により確認します。

- 3つの欄のうち、1つでも「無」がある場合
⇒社会保険等未加入業者とみなします。
- 3つの欄すべてが「有」又は「除外」の場合
⇒社会保険等加入業者とみなします。

なお、経審では「無」となっているが、その後、社会保険等に加入したときは、加入したことを証明する書類の写しの提出により申請できるものとします。

(2) 平成29年度実施

平成29年4月以降に公告又は指名通知する建設工事から、一次下請の建設業者について、社会保険等への加入を原則とします。（ただし、制裁金等の措置は講じない。）

足利市総務部契約検査課
TEL:0284-20-2119